

令和4年1月26日  
大阪市教育委員会事務局

## 田島小学校の管理について

### 1 施設の位置づけについて

- 田島小学校の体育館及び運動場については、小中一貫校の第2校地（行政財産）として活用し、校舎については、次の活用が決まるまでは教育委員会が普通財産として管理を行います。

### 2 現時点の校舎の使用予定について

- 学校運営においては、第2校地として活用する体育館については運営上必要な整備を行うこと、校舎部分は学校施設ではないこと等から恒常的に使用しません。ただし、部活動等で児童生徒の体調が悪くなった場合等で体育館に整備する救護室で収容できないときや、急な荒天時など緊急を要するような場合等は一時的に使用するなど臨機応変に対応します。
- 生野区役所において「児童の安全確保と居場所づくり事業」で校舎1階多目的室を使用する予定です。  
また、災害時避難所等として、校舎を含む田島小学校を生野区役所において引き続き指定する予定です。

### 3 管理について

#### （日常管理について）

- 学校の第2校地としての活用にかかる日常点検等については、学校の教職員が行います。
- 校舎部分については、教育委員会が財産管理者としての管理を行い、管理上必要な範囲でのみ機械警備や巡視を実施します。
- ガスについては、現時点で学校や事業等での使用予定がないことから、安全性の観点から閉栓する予定です。また、ガス式空調についても使用予定がないことから、法定点検を実施しない予定としています。このため、電気式空調を設置している多目的室を除き、その他の教室等に設置されているガス式空調については法令上使用できません。
- エレベーターについては、現時点で学校や事業等での使用予定がなく、法定点検を実施しない予定としていることから、法令上使用できません。

(維持補修、保守点検について)

- 体育館及び運動場を活用する上で必要な水道、電気、消防設備等の保守点検及び建物補修等については教育委員会が行います。
- 校舎について、生野区役所が1階多目的室で使用する「児童の安全確保と居場所づくり事業」にかかる管理経費については、使用に応じて生野区役所と教育委員会で按分します。
- 校舎のその他の部分については、教育委員会が必要な維持補修、保守点検を行います。
- なお、事業等で校舎を活用する場合については、目的や用途に応じて事業実施者と費用負担の協議を行ったうえで、必要な維持補修や保守点検等を実施します。

(緊急時の対応について)

- 災害等により施設に被害があり、緊急で補修工事等が必要となった場合は、教育委員会等で工事等を実施します。
- なお、事業等で校舎を活用する場合については、目的や用途に応じて事業実施者と費用負担の協議を行ったうえで、教育委員会等で工事等を実施します。

#### 4 その他

(校舎(普通財産)の使用にあたっての考え方)

- 局・区役所の事業等で使用する場合は、事業実施局・区から普通財産使用承認申請書を提出し、教育委員会において審査のうえ使用承認書を交付することになります。使用料については不要となりますが、事業実施者が必要とする管理(設備の保守点検や建物補修等)にかかる費用や光熱水費等は事業実施局・区に負担していただくこととなります。
- 本市以外が使用する場合は、賃貸借契約を締結し、使用料が必要になりますが、本市事務事業と関連が密接である場合は使用料を減免する制度があります。
- 地域振興事業や地域コミュニティの醸成などを目的として使用する場合について、これまでの学校管理から教育委員会管理に変わるため、市有財産借受申請書を地域から区役所を経て、区役所から財産管理者である教育委員会に区長の副申書を添えて提出し、教育委員会と契約管財局において協議を行い、賃貸借契約の締結や使用料の減免にかかる審査を行います。